

議案第50号

加西市駐車場条例の一部を改正する条例

加西市駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年6月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市駐車場条例の一部を改正する条例

加西市駐車場条例（昭和44年加西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

駐車場の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。

- (1) 供用日 1月1日から12月31日まで
- (2) 供用時間 午前0時から午後12時まで

第6条ただし書及び各号を削る。

別表中

「

一時駐車	0～1時間まで	100円	超過時間の1時間未満は1時間として計算する。
	その後1時間増すごとに	100円	

」を

「

一時駐車	1時間ごとに	100円	1時間未満は1時間として計算する。 入庫から24時間までの上限を1,800円とし、以降12時間ごとの上限を600円とする。
------	--------	------	--

」に

改める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(審議資料)

全自動システムの開閉機導入にあたり、供用時間および料金体系の改正を行うもの。

【改正要旨】

現在開放日としている土日祝祭日および年末年始また夜間について、全自動システムの導入により年中無休 24 時間供用とする。

また、供用時間の変更にともない使用料の上限を設定する。